

# 事務所ニュース

労働保険事務組合協会  
第一労務

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

## 「労災保険制度研究会中間報告書」を公表 労災保険法の改正動向に注目

厚生労働省が7月30日に発表した「労災保険制度の在り方に関する研究会中間報告書」に基づいて厚労省の労働政策審議会で労災保険法の改正が議論されています。

労災保険制度は、労働基準法第8章「災害補償」の規定を担保するため、労働基準法と同時（昭和22年9月1日）に施行され、以後78年を経過しています。その後、労災保険制度は、単に労働基準法の規定を担保するだけにとどまらず、長期傷病者補償の創設、特別加入制度の創設、通勤災害補償制度の創設、特別支給金の創設、労働福祉事業の創設等、労働基準法の内容を大きく上回る形で適用範囲、給付の充実等が行われてきました。

報告書では、適用関係について小規模な農林水産業が暫定任意適用となっていることについて、重大な事故の発生を踏まえて、事業者の把握、事務負担への配慮をしつつ、これを強制適用とすることでの委員の意見の一一致をみました。給付関係では、遺族補償給付については妻と夫で差があることについて解消すべきとの意

一方、各時点での状況を踏まえて必要な改正が行われたものの、制度全体の検証は、その機会を得ないまま今日に至っています。その上で研究会では適用、給付、徴収の各分野ごとに改めて検証し、2024年12月から25年8月まで8回の議論を踏まえて中間報告としてまとめたものです。

この報告書を踏まえ、公労使による労働政策審議会の議論を経た上で25年末には報告書が建議され、26年に改正法案が国会に提出される予定です。労災保険制度の大きな改正があり、その動向が注目されます。

見の一致をみました。



## 第25回 65歳までの選択定年制を導入、雇用上限は70歳

② 同社は酒類など食料品の販売事業および卸売事業の会社であり、飲食店と家庭向けの顧客に酒類の販売を行っています。従業員の職種は、店舗の販売職、配達ドライバー、飲食店担当の営業職の3つ。それに商品開発や人事などの管理部門を含めて2000人超の社員がおり、そのほかに店舗などで3000人超のアルバイトが働いています。2019年に採用力の強化と人材の定着を目的に全社的な人事制度の改定を行いました。改定のポイントは、①役割に応じた等級の設定と評価を行う、②キャリアアップや成長実感のある

性の推進の一の4つです。具体的には、2等級の職層の等級を4段階に区分するのJ1(大卒)と熟練のJ主任・リーダー職のL等級代理のM0等級を設け、さらにアッピングや成長実感を持

人材の定着を目的に制度を改定  
短時間勤務等柔軟な働き方を用意

# 高齢者雇用に どう向き合うか

人手不足解消の方策の1つとして高齢者雇用が注目されています。そのため60歳定年を延長したり、働きやすい環境の改善に取り組む企業が増えています。今回は65歳までの間に定年を選択できる選択定年制を導入するとともに、雇用の上限を70歳に引き上げた小売・卸売業の会社の事例を紹介します。

にしました。管理職層もラインの課長、部長職以外に、プロフェッショナル職としてP0（課長代理相当）、課長職相当のP1と部長職相当のP2の3つを設け、販売や営業、財務、マーケティングのプロをめざす人のためにもP0等級を設け、L等級からP0に昇格できる道をつくりました。

正社員と同様の評価・処遇制度を適用することでモチベーションを維持し、現役と同じように会社の貴重な戦力として活躍してほしいと考えた」と言います。

同社の人事担当者は「年齢に関係なく、また男性・女性に関係なく活躍してほしいという思いがある。原則、評価、賃金、勤務形態、異動などの条件を含めて正社員と変わらない待遇になる。従来の再雇用制度は賞与もなく、給与も現役時代から20～25%程度減り、不満が当初からあった。60歳以降も

問題を抱える社員もいますが、「当社はもともと個人の事情に即した柔軟な対応をとっている。例えば販売職は、いつたん時給制のアルバイトで働き、その後に社員に戻る人も結構いる。スタッフ部門では在宅ワークも組み合わせながら仕事を継続しているなど柔軟に働けるのが当社の特徴」と言います。